

平成30年度農業振興地域農用地区域からの除外申出の事前相談のお知らせ

農用地利用計画で定められた農用地を2、3年以内に転用して、農家住宅・分家住宅などの他の土地利用を計画されている人は、農用地区域から除外する手続きが必要です。
次のとおり事前相談の受付を行いますのでお知らせします。

○相談受付期間
5月7日(月)～6月6日(水)(土・日を除く) 9:00～11:30、13:00～17:00

○相談場所 産業課

○除外申出対象基準 (以下の要件がすべて満たされていないと申出できません)

1. 農用地区域以外に代替すべき土地がないこと
2. 変更後の農用地区域の利用上の支障が軽微であること
3. 変更後の農用地区域の集団性が保たれるものであること
4. 変更後、土地利用の混在が生じないものであること
5. 基盤整備事業等を実施中でないこと、及び完了して8年以上経過した区域であること
6. 変更後の農用地区域の集落営農組合や、認定農業者等の利用集積や営農活動に、支障を及ぼさないものであること
7. 申出目的実現の見込みが確実であること
8. 現在、無断転用をしている農地がないこと



※農用地利用計画(農業振興地域整備計画)は、優良農地の確保を目的としているため、簡単に除外できるものではありません。土地の選定につきましては慎重をお願いします。

○問合せ先 産業課 産業振興係 ☎492-9141

稲美町住宅リフォーム補助制度をご利用ください

町内の消費活動や地域経済の活性化、住環境の向上を目指して、町内の施工業者を利用して住宅の改修工事を行う場合に、費用の一部を補助します。

◆補助対象

町内に引き続き1年以上住民登録がある人が、町内施工業者の施工により、自分が町内に所有し居住している住宅の修繕・模様替え・設備改善などを行うもので、工事費(消費税抜き)が20万円以上のもの

◆補助金額

補助対象工事費(消費税抜き)の10分の1で上限は10万円

◆申請手続

着工前(2週間程度)に、申請書・事業計画書・固定資産評価証明書・町内施工業者による工事見積書・設計図面・工事予定箇所の写真を産業課窓口へ提出してください。
申請書は産業課窓口で配付します。

◆留意事項

- ・町内施工業者とは、町内に主たる事業所がある会社または町内に住所がある個人事業主です。
- ・申請時にすでに着工している工事は対象になりません。
- ・工事完成・代金支払後、平成31年3月31日までに完了報告の提出が必要です。
- ・町税を滞納している人は補助を受けられません。
- ・町の他の補助を重複して受けることはできません(耐震補助は重複可もあり)。
- ・住宅リフォーム補助は、1人1回、1住宅1回限りです。
※ 田園集落まちづくり住宅新築促進事業補助金、親元近居住宅取得等支援補助金、結婚新生活支援補助金、沿道活性化にぎわいづくり補助金及び空き家活用支援事業補助金を受けたことがある住宅は、10年度以上経過していること。



◆対象となる工事の例

- ・屋根の葺き替えや塗装工事
- ・外壁の張り替えや塗装工事
- ・間取りの変更や壁紙、床板の張り替え
- ・風呂や台所など水周りの設備改修
- ・オール電化工事
- ・バリアフリー工事
- ・防犯安全のための門扉、塀の改修

◆対象にならない工事

- ・店舗や事務所など営業用施設のリフォーム工事
- ・倉庫・車庫など住宅以外の改修工事
- ・下水道等への接続工事
- ・電化製品などの取り付け、取り替え

◆問合せ先 産業課 商工労働係 ☎492-9141

稲美町長選挙・稲美町議会議員再選挙

投票日 5月13日(日)



いなっち

投票時間：午前7時～午後8時 【告示日】5月8日(火)

【投票できる人】

- ・平成12年5月14日以前に生まれ、稲美町に引き続き3カ月以上住所を有している日本国民の人
- ・最近住民票を異動された人、これから異動される人は、下の表をご覧くださいか選挙管理委員会にお問い合わせください。

| 町外から稲美町へ“転入”された人 | |
|-------------------------------------|---------|
| 平成30年2月7日以前に稲美町へ転入届をし、引き続き町内にお住まいの人 | 投票できます |
| 平成30年2月8日以降に稲美町へ転入届をされた人 | 投票できません |
| 稲美町から町外へ“転出”された人 | |
| | 投票できません |

※投票するには、稲美町の「選挙人名簿」に登録されている必要があります。選挙人名簿には、基準日において、引き続き3カ月以上稲美町の住民基本台帳に記載されている必要があります。

【投票所入場券】

有権者の人へ投票所入場券を住民票の住所地へ郵送しますので、投票所を確認し、投票の際にお持ちください。万一、紛失されても、生年月日、住所等の口述により、本人であることの確認ができれば投票することができますので、投票所の係員にその旨をお伝えください。

※投票日当日に投票される場合は、入場券に記載された投票所以外では投票できません。

【選挙公報】

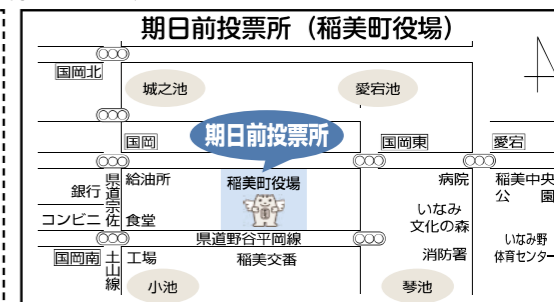
候補者の主張や経歴などを書いた選挙公報は、投票日の2日前までに新聞折込でお届けするほか、役場情報公開コーナー(新館1階)、いなみ文化の森などにも備え付けます。また、町ホームページにも掲載します。

期日前投票

投票日当日に、仕事・レジャーなどで各投票所へ行くことができない人は、期日前投票をご利用ください。
お住まいの地域によっては、入場券の配送が遅れる場合がありますが、入場券がなくても期日前投票ができます。

(受付期間) 5月9日(水)～5月12日(土)
(受付時間) 午前8時30分～午後8時
(受付場所) 稲美町役場 新館1階ロビー
(手続) 投票所入場券の裏面または期日前投票所備え付けの「期日前投票宣誓書」に氏名・住所・生年月日などを記入してください。(印かんは不要です)

●仕事などで町外に滞在している人の不在者投票については、選挙管理委員会までお早めにお問い合わせください。



期日前投票所まで無料巡回バス(9人乗り)を運行します!

【運行日】5月9日(水)～5月11日(金)

9人乗りのバスです。ぜひご利用ください!



期日前投票にお越しいただくため、町内の各地区から稲美町役場まで無料巡回バス(9人乗り)を運行します。バスの時刻表と巡回ルート、停車場所は、町ホームページまたは広報5月号と一緒に配布しているお知らせをご覧ください。
・バスは各地区を1日1回巡回運行します。
・期日前投票を済ませられた後、乗車された停車場までお送りします。(帰りの便は、役場到着後の10分後と45分後の2回運行します)
・投票日前日(5月12日(土))と投票日当日(5月13日(日))は、無料巡回バスの運行はありません。
・バスの運行時刻は日によって異なりますので、時刻表をご確認ください。